

瑞穂町印鑑条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第18条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明の請求等) 第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「<u>公的個人認証法</u>」という。) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、<u>公的個人認証法</u> <u>第35条の2第1項</u>に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 2 略 第20条から第24条 略	第1条から第18条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明の請求等) 第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード(</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号_____) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項</u>に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 2 略 第20条から第24条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。